

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方 更新

当社は、社会に信頼される企業であり続けるため、株主の権利を尊重し、経営の公平性・透明性を確保するとともに、取締役会を中心とした自己規律のもと、株主に対する受託者責任・説明責任が機能することに努めます。同時に、経営ビジョンを具現化するため、コーポレートガバナンスを経営上の重要課題と位置づけ、的確かつ迅速な意思決定・業務執行体制ならびに適正な監督・監視体制の構築を図るとともに、多様な視点、長期的な視点にもとづいたコーポレートガバナンス体制を構築することを基本とします。

社会に不可欠なサービスの提供を通じて、株主・顧客・取引先・地域社会・従業員等に対する価値創造をおこなうことにより企業価値の向上を図ります。その実現のため「沿線深耕」を掲げ、沿線を中心とした地域社会さらには社会のニーズに応じた幅広い事業分野での事業展開を進めることで社会貢献をおこない、中長期的かつ安定的な経済的価値を生み出すことで株主価値の向上に取り組みます。

監査役会設置会社として、監査役および監査役会が独立した客観的な立場から適切にその役割・責務を果たすことができるよう、企業会計の専門家や会社経営の経験者である社外監査役を選任するなど、監査体制の充実に努めます。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

【原則2-5、2-5-1】

当社は、従業員とワークフロー・メール・面談等を利用し、直接コミュニケーションを図れる体制を整えることで、違法または不適切な行為・情報開示に関する情報や真摯な疑念を伝えることができるようになっていますが、さらなる当社グループとしての内部通報制度を早期に整備することを検討しています。

【原則3-1、4-1-2、5-2】

当社は、現在、中期経営計画を開示していませんが、中期経営計画が株主に対してコミットメントする重要なものの一つであるとの認識のもと、早期に開示をおこなうとともに、その達成に向けて最善の努力をおこないます。

【原則4-8】

当社は、現在、独立社外取締役を1名選任しており、独立した立場からの助言や監督を受け、その機能・役割は機能しています。当社の専門性の高い業種・規模・沿線に特化した事業の特性、さらには交通事業者としての社会性に応じ、社外取締役の複数名の選任について、取締役会の果たすべき役割・責務と合わせて、中長期的に検討しています。

【原則4-11-3】

取締役会は、取締役会全体の実効性について、取締役会の運営、審議等に関する意見交換等を通じて分析・評価したうえで、平成28年度中を目途にその結果の概要を開示することを検討しています。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

【原則1-3】

当社の資本政策は、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に取り組むため、収益力と資本効率の改善を進め、投資と有利子負債を精査し株主資本の水準を保持することを基本的な方針とします。

事業活動を通じて創出した利益の株主への還元を当社の最重要課題の一つであることを認識し、内部留保資金の確保や業績等を勘案して安定的かつ継続的に配当を実施します。

株主資本利益率(ROE)等の財務健全性のほか、営業利益率等の効率性を図る指標を重視し、有価証券報告書、適時開示などを通じて説明をおこないます。

【原則1-4】

【政策保有に関する方針】

当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するため、業務提携、資金調達、地域社会との協働等を経営戦略の一環として、必要と判断する企業の株式を保有することがあります。

【政策保有株式に係る議決権行使基準】

政策保有株式の議決権行使については、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するものであるか否か、ならびに当該企業の価値向上に資するものであるかなどを総合的に判断し、特に、次の事項があった場合は、慎重な審議のもと判断をおこなうものとします。

- ・業績の著しい悪化が一定期間継続している場合
- ・企業価値を毀損する重大な不祥事があった場合
- ・取引関係に重大な変動があった場合
- ・当社の株主としての利益と相反する議案である場合
- ・支配権の変動や大規模な希釈化をもたらす資本政策に関わる議案である場合

【原則1-7】

当社は、主要株主等とはもとより、当社の親会社である京阪電気鉄道株式会社を含む京阪グループとの取引は、独立性確保の観点も踏まえ、重要な取引については、取引条件およびその決定方法の妥当性を取締役会にて十分に審議したうえで意思決定をおこないます。

当社の取締役およびこれらの者が競業取引や利益相反取引等の取引が生じる場合には、事前に取締役会にて、取引条件およびその決定方法の妥当性を審議し、意思決定をおこないます。

監査役は、上記取引を独自に調査するとともに取締役会の判断および理由についても適切か否かを判断します。

【原則3－1】

(1) 経営理念、中期経営計画

当社は、「人の暮らしに夢と希望と信頼のネットワークを築いて、快適な生活環境を創造し、社会に貢献します。」を経営理念とし、公共交通事業を核とする当社グループにおいて、安全輸送の確保を最優先の命題として、安全に関する取り組みを率先して実施します。

(2) コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考えと基本方針

基本的な考え方は、前記1、「基本的な考え方」に記載しています。

また、当社は、コーポレートガバナンス・コードの各原則の趣旨を踏まえ、持続的成長と中長期的な企業価値向上を実現するためのより良いコーポレートガバナンスを追及するため、当社を取り巻く環境の変化に応じ適切に整備していくことをコーポレートガバナンスの基本方針とします。

(3) 取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続

取締役(社外取締役を除く)の報酬内容の決定に関する手続および各人別の報酬の額については、内規の定めに従い、代表取締役および社外取締役の面談をおこなったうえで、代表取締役の評価による審査に応じ、取締役会が決定します。

また、取締役(社外取締役を除く)の報酬は、内規の定めに従い、基本報酬と業績連動報酬からなり、年次予算計画や中期経営計画の達成状況と連動させています。社外取締役の報酬は、内規の定めに従い、定額報酬とします。

(4) 取締役候補者・監査役候補者の指名をおこなうに当たっての方針と手続

取締役候補者の指名については、代表取締役が所定の基準でもって評価したうえで取締役会にて審議・決定します。

取締役候補者については、実績・経験・見識・人格等に加え、取締役の多様性も勘案したうえで、各々の役割・責務を果たし得る人物を指名します。

さらに、社外取締役候補者については、当社からの独立性の観点から金融商品取引所の定める基準に準じ、当社グループの経営理念を理解・共有し、取締役会等においてその豊富な経験および卓越した識見を活かしていただける人物を指名します。

監査役候補者の指名については、監査役会の同意を得るとともに、取締役会において審議・決定します。

監査役には、財務・会計に関する適切な知見を有している者を1名選任するものとし、監査役候補者については、実績・経験・識見・人格等を勘案したうえで、各々の役割・責務を果たし得る人物を指名します。

さらに、社外監査役候補者については、当社からの独立性の観点から金融商品取引所の定める基準に準じ、当社グループの経営理念を理解・共有し、監査役会および取締役会等においてその豊富な経験および卓越した識見を活かしていただける人物を指名します。

(5) 取締役候補者・監査役候補者の指名をおこなう際の、個々の指名についての説明

株主総会参考書類に記載します。

【補充原則4－1－1】

取締役会は、法令・定款所定事項のほか、当社グループ全体にかかる経営の基本方針や経営戦略、重要な業務執行等の決定ならびに監督をおこない、取締役は、その決定にもとづいて個別の業務執行をおこないます。

【原則4－9】

金融商品取引所の定める基準に準じ、社外取締役・社外監査役の独立性の要件とします。

【補充原則4－11－1】

取締役会は、取締役会全体としてのバランスも勘案したうえで、十分な識見・知識・経験・能力等を備えた取締役で構成することを基本とし、その員数は、当社の規模や多様性の確保、審議の活発化等の観点から14名以内とします。

【補充原則4－11－2】

取締役・監査役の他の上場会社の役員への就任状況については、事業報告等において開示します。

【補充原則4－14－2】

取締役・監査役に対して、取締役・監査役それぞれの役割・責務に応じ必要な説明等をおこないます。

また、社外取締役・社外監査役については、当社の経営理念・事業・財務組織等についても重点を置き説明をおこないます。

【原則5－1】

当社は、株主・投資家に当社および当社グループに対する理解を深め、正しく評価いただくため、IR活動を通じて経営にかかわる情報を開示し、コミュニケーションを図ります。また、主要な株主等からの対話の申し込みに対して、その目的により必要に応じて経営陣幹部または取締役がこれに対応することを基本とします。

主要な株主等から対話の申し込みを受けた場合は、IR担当部署として管理部が中心となり関係部署と連携して対応するとともに、面談には必要に応じて取締役等が出席します。また、その結果については、内容の重要性に応じて社長や取締役会に報告します。

対話に際しては、インサイダー規制の観点から提供する情報について十分な注意を払います。なお、株主には「株主通信」を発行するほか、当社ウェブサイト上でIRニュースや決算短信等を公開することにより、迅速・公平な情報開示をおこないます。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%未満

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
京阪電気鉄道株式会社	8,579,239	42.89
日本生命保険相互会社	933,480	4.66
関東財務局	686,000	3.43
株式会社京三製作所	330,400	1.65
株式会社異商店	330,000	1.65
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	214,000	1.07
三井住友信託銀行株式会社	200,000	1.00
東京海上日動火災保険株式会社	174,000	0.87

吉田澄子	123,228	0.61
日本駐車場開発株式会社	109,000	0.54

支配株主（親会社を除く）の有無	——
親会社の有無	京阪電気鉄道株式会社（上場：東京）（コード）9045

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第二部
決算期	3 月
業種	陸運業
直前事業年度末における（連結）従業員数	500人以上1000人未満
直前事業年度における（連結）売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情 更新

- 親会社等の企業グループにおける上場会社の位置付け、親会社等やそのグループ企業との取引関係や人的・資本的關係
親会社等の企業グループに属することにより、京都市内における交通網の連携によるお客様へのサービスアップが図れるとともに、特に京都比叡山・八瀬地区における事業活動を協調して実施しています。
- 親会社等の企業グループに属することにより事実上の制約、リスクおよびメリット、親会社等やそのグループ企業との取引関係や人的・資本的關係等の面から受ける経営・事業活動への影響等
当社の取引関係等における親会社等やそのグループ企業への依存度は低いため、親会社等やそのグループ企業との取引関係や人的・資本的關係等の面から受ける経営・事業活動への影響はありません。
- 親会社等からの一定の独立性の確保の状況
当社は親会社等から事業上の制約はなく、当社の経営判断において事業活動をおこなっており、親会社等からの独立性は確保されています。

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	14 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	6 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
天野 嘉一	他の会社の出身者											

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
天野 嘉一	○	日新電機株式会社 取締役会長 サンコール株式会社 社外取締役 当社独立役員	天野嘉一氏は、株式会社東京証券取引所市場第1部に上場している日新電機株式会社の取締役社長および会長として会社経営に関し豊富な経験および卓越した識見を有しており、社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断し、その経験および識見を当社の経営および職務執行の監督に活かしていただくため、社外取締役として選任しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する
任意の委員会の有無

なし

【監査役関係】

--	--

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	4 名
監査役の人数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況 更新

会計監査につきましては、新日本有限責任監査法人との間に監査契約を締結し、グループ会社を含めた会計監査を実施するとともに、会計制度の変更などにも迅速に対応できる環境を整備しています。また、監査役は四半期毎の年4回、決算業務後に会計監査人と意見交換会および監査報告会を開催し相互に監査情報を交換しています。

内部監査部門としては、監査室が、定期的に各部署における業務内容に対しチェックをおこない、特にグループ会社に対しては、定例会議の実施を始め、各社の監査役から定期的に監査状況の詳細な説明を受けるなど、グループ会社の監査を重点的にこなっています。

監査役会は、常勤監査役1名ならびに財務・会計に関しても専門的知識を有する者としての公認会計士である社外監査役2名で構成し、その独立性と情報収集力とを機能的に組み合わせて実効性を高めています。

各監査役は、監査役会が定めた規範に従い、取締役会あるいは常務会への出席、業務の調査等を通じ、取締役会の職務執行の監査をおこなっています。さらに、監査役会付のスタッフを配置しています。

また、監査役会と社外取締役との間で定期的に意見交換をおこない情報共有が図れる体制を整えています。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
山川 雄二	公認会計士													
市田 龍	公認会計士													

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与

c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

d 上場会社の親会社の監査役

e 上場会社の兄弟会社の業務執行者

f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
山川 雄二	○	当社独立役員	公認会計士としての企業会計に関する豊富な経験および卓越した識見を有しておられ、このような知見に立脚した独立の立場で社外監査役としての職務を適切にいただけるものと判断し、その経験および識見を当社の監査に活かしていただくため選任しております。 なお、同氏は独立性を阻害するおそれがあると証券取引所が判断する要件のいずれにも該当しておりません。
			公認会計士及び税理士としての企業会計に関する豊富な経験および卓越した識見を有しておられ、このような知見に立脚した独立の立場

市田 龍	○	当社独立役員	で社外監査役としての職務を適切にいただけるものと判断し、その経験および識見を当社の監査に活かしていただくため選任しております。 なお、同氏は独立性を阻害するおそれがあると証券取引所が判断する要件のいずれにも該当していません。
------	---	--------	---

【独立役員関係】

独立役員の人数	3名
---------	----

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況 更新	その他
---	-----

該当項目に関する補足説明 更新

取締役(社外取締役を除く)の報酬は、内規の定めに従い、基本報酬と業績連動報酬からなり、年次予算計画や中期経営計画の達成状況と連動させています。社外取締役の報酬は、内規の定めに従い、定額報酬とします。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明

事業年度内に取締役および監査役に対し支払った総額をそれぞれ記載しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 更新	あり
--------------------------------------	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役(社外取締役を除く)の報酬内容の決定に関する手続および各人別の報酬の額については、内容の定めに従い、代表取締役および社外取締役の面談をおこなったうえで、代表取締役の評価による審査に応じ、取締役会が決定しています。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】 更新

管理部が取締役会の事務局を担当し、また、監査役スタッフが監査役の職務を補助するとともに、監査役会の事務局を担当します。

当社は、取締役および監査役の支援ならびに取締役会における審議の活性化を図り、当社における適切な意思決定の実現と監督機能の発揮について実質的に担保するため、次の取組みをおこないます。

- ・取締役会の運営は「取締役会規則」に準じるほか、社外取締役による問題提起を含め自由闊達で建設的な議論・意見交換に努めます。
- ・取締役会の審議の活性化を図るため、事前に取締役会資料を配布し、要望に応じ経営状況の把握に必要な資料を提供します。
- ・取締役会の年間スケジュール、予定議題は日程調整のうえ事前に決定するとともに、必要な審議時間を十分確保すべく、審議項目、開催時間を適宜調整します。
- ・それぞれ事務局は、各取締役・監査役から情報提供の要望がある場合、速やかに必要な情報を提供し支援をおこないます。
- ・内部監査部門である監査室が、定期的に各部署における業務内容チェックをおこない、取締役会に報告し連携を図っています。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

当社の取締役会は社外取締役1名、社外監査役2名を含む9名で構成され、法に定める決議事項等重要な業務執行についての意思決定をお

こなっております。

当社は経営諸課題の組織全般への浸透、ならびに監督強化のために、常勤役員等で構成される常務会を設置し、取締役会の決議事項を始めとした経営上の重要事項について徹底した審議をおこなっております。また、毎週、常勤役員と職務を執行する幹部職員による定例会議を開催し、業務執行案件についての審議、決定と業務の執行状況の審査・報告をおこなっています。

また、会社法第362条にもとづく「業務の適正を確保するための体制の整備」の方針を取締役会にて決定するとともに、それに沿った体制強化と運用を実施しています。

情報開示につきましては、四半期決算およびEDINETによる情報開示を実施し、タイムリーかつ正確性を重視した情報開示を徹底することはもとより、適時開示規則を遵守することで株主や投資家の皆様への経営の透明性の向上に取り組んでいます。

個人情報保護につきましては、個人情報保護法および国土交通省からのガイドラインにもとづき、個人情報管理規程を制定するとともに、管理責任者の選任等内部組織を立ち上げ万全を期するとともに、ホームページでプライバシーポリシーを公表し情報の開示に努めています。

また、内部統制システムとして、社長の直轄組織である監査室が策定した年度計画にもとづき、当社およびグループ各社の内部統制を中心とした業務全般について監査を実施しており、監査結果は社長および取締役会に報告されるとともに、各部門、グループ各社に対して業務改善に向け具体的助言および指導をおこなっています。

顧客ならびに当社および役職員等に関し発生する危機について、これを予防するとともに、発生の際の被害を最小限に止めるための指針およびその他必要な事項を「危機管理規程」に定め、各部署は、必要に応じ、これにもとづいた具体的対処法を決定しています。

監査室が、定期的に監査をおこない、特にグループ会社に対しては、定例会議の実施を始め、各社の監査役から定期的に監査状況の詳細な説明を受けるなど、グループ会社の監査を重点的におこなっています。

なお、監査室は副室長以下8名の監査担当で構成され、監査役の監査業務の補助は、3名の監査役スタッフがおこなっています。

監査役会は、常勤監査役1名ならびに社外監査役である非常勤監査役2名の計3名で構成され、各監査役は、監査役会が定めた規範に従い、取締役会あるいは常務会への出席、業務の調査等を通じ、取締役会の職務執行の監査をおこなっています。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

当社は現在、取締役6名のうち1名は独立性を有する社外取締役を選任しており、また、監査役についても3名のうち2名は独立性を有する社外監査役を選任しています。

これら社外取締役および社外監査役による当社経営に対する監督・監視機能の充実を図り、透明性の高い経営を実現していることから、当社は現状のコーポレート・ガバナンス体制が有効に機能していると考えています。

Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	株主との建設的な対話の充実等のためにも、株主総会の開催日は株主総会集中日を避け、平成27年6月18日に開催しました。

2. IRIに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
IR資料のホームページ掲載	http://www.keifuku.co.jp/ 投資者等に適切な会社情報を提供するために、適時開示資料はもとより有価証券報告書等財務報告書、決算公告その他当社サービスとしてホームページに情報提供しています。	
IRIに関する部署(担当者)の設置	IR担当部署: 管理部(総務・広報担当)、IR事務連絡責任者: 取締役 管理部 部長 長尾弘昭	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
環境保全活動、CSR活動等の実施	環境宣言の下、環境方針の制定と実施を実現するとともに、「京のアジェンダ21フォーラム」が制定する環境基準審査を受け、「KES・環境マネジメントシステム・スタンダード ステップ2」の認証を取得し、業務に反映させています。また、人権保護についても企業間での社外協議会の幹事会社として積極的な活動に取り組んでいます。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社が「業務の適正を確保するための体制」を推進するため、以下の取り組みをおこなっています。

(1) 当社の取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

1. 会社は、取締役および使用人に、法令および定款ならびに社会規範を遵守し、高い倫理性を保ち責任ある判断と行動をとることを要請し、その方針を「役員規程」ならびに「組織規程」に定めています。
2. 全社的に影響をおよぼす重要事項については、慎重かつ多面的な検討を要するために、「取締役会」「常務会」「政策会議」などの会議を開催し、関係法令に適合していることを確認するとともに、財務情報をはじめとする企業情報の信頼性を確保するために、審議を尽くしています。
3. 法令遵守の意識向上を図るべく、弁護士、公認会計士などの外部専門家より教育、助言を受け、自ら法令遵守に努めるとともに、反社会的勢力の排除についても取り組むほか、社内各部署に随時その基本理念ならびに法令遵守の必要性を徹底しています。
4. 財務報告に係る内部統制については、グループ各社の経理担当者と日常的に連携を保つとともに、連結財務諸表作成に際して連絡会を開催して留意事項などを周知するほか、グループ各社を含む業務の文書化、評価を進めるなど、その整備を進めています。

(2) 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

株主総会および取締役会等各種会議の議事録等の関係資料、重要な契約書類、稟議書類、会計帳簿等、取締役の職務の執行に関する文書その他の情報については、別途定める「文書管理規程」にもとづき、保存、管理しています。

(3) 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

1. 顧客ならびに当社および従業員等に関し発生する危機について、これを予防するとともに、発生の際の被害を最小限に止めるための指針およびその他必要な事項を「危機管理規程」に定め、各部署は、必要に応じ、これにもとづいた具体的対処方法を決定しています。
2. 特に鉄軌道事業部署においては、安全輸送の確保を最優先の命題として、安全に関する取組みの基本方針、組織体制等および運転、施設、車両に関する業務の実施体制、方法を「安全管理規程」に定め実施しています。
3. 情報セキュリティに関しては、管理部内に担当役員を責任者とした情報セキュリティ管理チームを設け、緊急時の対応やルール策定などの対策を講じております。また、環境管理の分野に関しては、環境管理責任者を置き、「KES・環境マネジメントスタンダードステップ2」に適合した環境マネジメントシステムを実施しています。

(4) 当社の取締役の職務の執行が効率的におこなわれることを確保するための体制

1. 当社組織は「管理部」「鉄道部」「不動産事業部」「事業推進部」「監査室」により構成し、それぞれの組織に統括責任者を置くことにより、各々独立した指揮命令系統にもとづき、チェックアンドバランスの機能を働かせ、迅速かつ効率的な意思決定ならびに業務執行を行っています。
2. 別途定める「役員規程」ならびに「組織規程」に規定する、取締役および使用人の職務分掌、指揮命令関係にもとづき効率的な業務執行をおこなっています。
3. 当社は中期経営計画を策定し、経営方針、現状認識、業務課題ならびに数値目標等を設定し、業績達成の報告とともに効率性分析を定期的に行い、取締役に報告しています。

(5) 当社ならびにその親会社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

1. 親会社である京阪電気鉄道株式会社と別途定める「協定書」を締結することにより、経営の効率性の向上と法令遵守および危機管理体制を整備し、財務情報を含む企業情報の信頼性を確保するなど、企業集団としての内部統制制度の適正な構築をおこなっています。
2. 京福グループの内部統制制度を適正に構築するため、別途定める「子会社管理規程」にもとづき、各子会社の経営管理目標を明確にするとともに、各子会社における遵守事項および報告事項を定めています。
3. グループ各社の代表取締役と定期的な情報交換をおこなうため、「グループ社長会」を開催し、各社の適正な業務執行の状況を確認しています。
4. グループ各社の監査役から定期的に会計ならびに業務執行に関する監査状況の詳細について、文書による報告を受け、グループ各社の財務ならびに業務執行の適法性を確認しています。
5. 監査室は、別途定める「監査規程」にもとづき、当社およびグループ各社において業務運営の状況把握ならびにその改善を図るために、定期的に業務内容について内部監査をおこない、その結果にもとづき正、改善への助言、提案をおこなっています。
6. グループ各社は中期経営計画を策定し、経営方針、現状認識、業務課題ならびに数値目標等を設定し、業績達成の報告とともに効率性分析を定期的に行い、取締役に報告しています。

(6) 当社の監査役の職務を補助すべき使用人に関する体制

監査役の監査を補助する使用人(監査役スタッフ)は、監査室に所属する者の中から兼任させています。

(7) 当社の監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性および当該使用人に対する指示の実効性確保に関する事項

1. 監査役は、当該スタッフの人事異動ならびに考課について、取締役と意見交換を行っています。
2. 監査役は当該スタッフに対し、業務補助をおこなうよう指示できるようにしています。

(8) 当社および子会社の取締役および使用人が当社の監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

1. 監査役は、取締役会等の会議に出席し、また、稟議等の重要書類を閲覧することにより、経営の意思決定、業務の実施状況の把握をし、取締役および使用人の職務執行が法令および定款に違反し、あるいは、会社に著しい損害または重大な事故等を招くおそれがあるときは、意見を述べ、必要な助言、勧告をおこなっています。
2. 当社を含むグループ各社の取締役および使用人は、監査役または監査役会の求めに応じて、その職務の執行に関する事項について説明または報告をおこなっています。
3. 監査室は、内部監査の結果を監査役または監査役会に報告しています。
4. 監査役に報告をしたことを理由として当該報告者に対して不当な取扱いをおこなわないようにしています。

(9) その他当社の監査役の監査が実効的におこなわれることを確保するための体制

1. 監査役は会計監査人から会計監査の報告を受けるとともに、定期的に意見交換をおこない、また、会計監査人がおこなう監査に直接立会い、意見を聴取しています。
2. 監査役および監査役会は、代表取締役と定期的に会合をもち、代表取締役の経営方針を確かめるとともに、会社が対処すべき課題、会社を取り巻くリスクのほか、監査役監査の環境整備の状況、監査上の重要課題等について意見を交換し、代表取締役との相互認識を図っています。
3. 監査役は監査室と共同で往査を実施するなど緊密な連携を保っています。
4. 監査役はグループ各社の監査役に対し監査計画および監査報告書を提出させ、その内容を検討するとともに連携を図っています。
5. 監査役の職務の執行による費用は、監査役の要請にもとづいて必要な予算措置を講じております。また、監査役の請求がある場合は、当社は速やかに処理することとしています。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況 更新

法令遵守の意識向上を図るべく、自ら法令遵守に努めるとともに、反社会的勢力の排除についても取り組むほか、社内各部署に随時その基本理念ならびに法令遵守の必要性を徹底しています。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新

当社は、次のとおり会社情報の適時開示に係る社内体制をとっています。

1. 基本的な方針

当社は、内部統制制度を適正に構築して企業情報の信頼性を確保することは、持続的な成長を実現するための礎として必要不可欠であると認識し、法令および証券取引所が定める「有価証券上場規程」等に従い、適時・適切な会社情報の開示をおこなっています。

2. 社内体制の状況

(適時開示等に係る社内規程の整備)

・重要事実に関する情報の管理、重要事実の公表および役職員の株式等の売買その他の取引に際し遵守すべき基本事項について定めることを目的として、「内部者取引の規制および重要事実に係る情報管理に関する規程」を整備しています。

(情報の収集)

・重要な会社情報の収集につきましては、経営上の重要な決定および審議をおこなう機関である取締役会の事務局として管理部が関与しています。

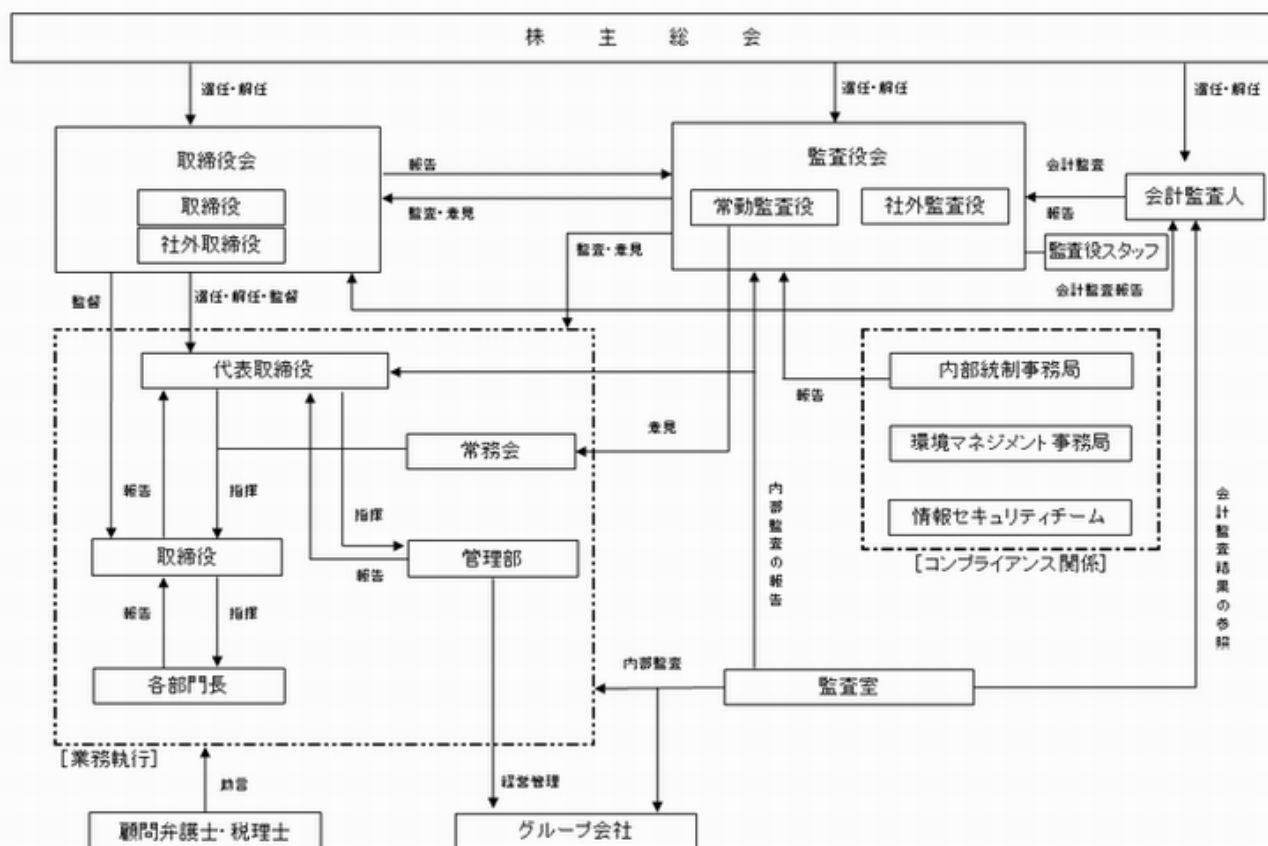
・災害等の事実が発生した場合、当該事実について情報を入手した社員は「危機管理規程」にもとづいて直ちに管理部長へ報告するほか、グループ会社に関する重要事実については管理部へ連絡・報告する体制を整備しています。

(情報の開示)

・上記体制により把握した会社情報について、管理部長が適時開示に関する規則に定める重要事実への該当性を判断しています。

・重要事実に該当すると判断した事項については、決定事実および決算情報については原則として取締役会決議後、発生事実については発生後遅滞なく、証券取引所へ通知いたします。

・管理部長は重要事実について報道機関へ公表するとともに、必要に応じて当社ホームページにも掲載するなど、会社情報の積極的な開示に努めています。



(適時開示に係る社内体制の概略図)

